

## 国立保健医療科学院の研究活動における不正行為に関する調査結果について

### 1 調査に至った経緯・概要

令和2年11月11日、研究不正行為通報窓口宛に第三者から、令和元年12月に大学の紀要へ投稿・掲載された本院研究者が筆頭著者として執筆した論文について、他の研究者が既に発表している論文が「盗用」されていると告発があった。

告発の内容は、引用論文と背景と目的の部分がほぼ同一であり、引用論文を当該研究者の了解、適切な表示をせず流用しているものであった。

本告発を「国立保健医療科学院における研究活動の不正行為に関する取扱規程（以下、「本院規程」という。）に基づき受理し、同日付けで予備調査を開始した。

その結果、非違行為者の投稿した論文は、特定不正行為の「盗用」に該当する可能性が高いと判断し、同年12月8日付けで本院規程第8条に基づき「研究活動における不正行為に関する調査委員会」5名（院内委員2名、院外委員3名）を設置した。

### 2 調査結果

令和2年11月11日～令和3年3月29日にかけて、非違行為者から内容等に対する異議の有無等、聞き取り調査を実施し検証を行った。

- (1) 背景などのイントロダクションに当たる記述の大部分が、引用論文の著者の了解又は適切な引用表示なく流用していると認められたため、特定不正行為（盗用）と判断した。
- (2) 非違行為者は、論文の構成の組み立ての参考にするために引用論文の一部の文章をコピーした電子ファイル（A）を作成し、その後、投稿用の論文原稿（電子ファイル）を作成した（B）が、極めて類似したファイル名を付けてしまったことにより、間違っ​​て電子ファイル（A）を投稿誌の編集委員に渡してしまった。
- (3) 投稿誌の編集委員会から受理した査読意見をもとに、最終原稿を作成・提出する際、及び論文が採用され、校正原稿をチェックする際も、間違っ​​たファイルに基づく論文だと気づかなかつた。
- (4) 研究費の使用については、特定の公的研究費の使用は認められなかつた。

以上のことから、意図的とは言えないものの研究者としては、極めてずさんな行為であったと判断した。

### 3 再発防止策

- (1) 職員の研究倫理に関する知識と意識をさらに高めるため、従来の E-ラーニングに加え、研究倫理に関する研修会を実施するなど、研究倫理教育を徹底する取組を進めていく。
  
- (2) 論文投稿時の不正防止に関するチェック体制構築に当たり、平成 31 年 3 月から剽窃チェックツール (iThenticate®) を導入し、使用は研究者の判断とされていたが、今後は、投稿前論文等については、剽窃チェックツールでの確認 (チェックリスト) を必須とし、その結果を所属部の上司へ報告 (提出) させるなど、機関として確認責任体制の構築を図る取組を進める。